

残された論点について (前回のご指摘事項について)

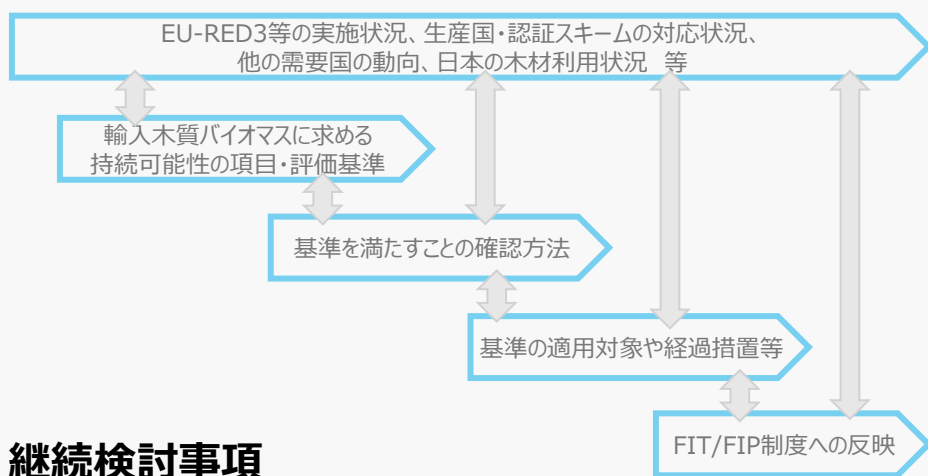
2025年11月

資源エネルギー庁

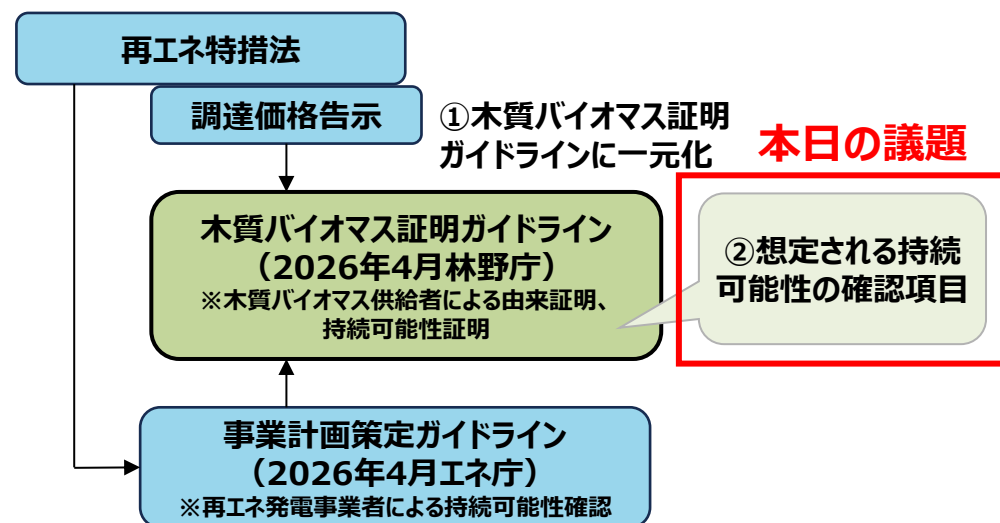
本日で議論いただきたい事項

- 第34回WGでは、輸入木質バイオマスの持続可能性基準等の整理に向けては、EU-RED3やEUDRに対する各国の受容度や実効性、気候変動対策等に係る科学的知見の充実、バイオマスの供給に与える影響など多岐にわたる論点を踏まえ、引き続き、検討を進める方針を確認した。
- 一方、上記とは別に当面の対応として、以下についても方針を確認した。
 - ① 今後の議論に柔軟に対応できるよう、輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法については、「木質バイオマス証明ガイドライン」に内容を整理・統合すること
 - ② 事業者にとって一定水準の取組を促す観点から、様々な証明方法において想定される確認項目（推奨事項）を提示すること
- その際、②の想定される確認項目として第25回WGにて林野庁から示された基準を事務局から提案したところ、改めて議論の必要がある旨のご意見をいただいた。本日は、これらの確認項目に関して、林野庁にも確認の上、事務局において改めて整理したところ、ご議論いただくこととしたい。

今後の国際動向を踏まえた持続可能性基準等の整理



現行の枠組み整理



第34回WGにおける主なご意見

<環境の観点>

- 例えば、原生林が農園開発のため伐採される場合など、**直接土地利用変化の際に、収穫される木質バイオマスの利用の排除を図るべき**ではないか。
- 例えば、原生林が植林地に転換される場合など、**土地利用変化はないが、木質バイオマスが収穫された後で炭素ストックの回復に長期間を要するリスクの排除を図るべき**ではないか。
- **原生林**については炭素ストックの切り口だけでなく、**生物多様性の課題もある**。
- **原生林や老齢林という用語は、国によって定義が異なる**ため、判断・整理が難しい側面もある。

<その他>

- **第三者認証スキーム以外の証明方法**についても、持続可能性の水準を一定以上確保する観点から、**できる限り、第三者の視点を入れることが重要**。

輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る 確認項目及び参考基準の検討手順について

確認項目及び参考基準の検討手順について

＜確認項目を提示する目的について＞

- 輸入木質バイオマスの確認項目の提示については、現行の枠組み整理の一環として、様々な証明方法によらず取組を一定水準に揃えていくことを促すことを目的としている。
- そのため、検討に当たっては、これまでの合法性・持続可能性ガイドラインへの適合性判断との一貫性・継続性や、現行の第三者認証スキームにおいて確認可能な内容とする実現可能性の観点を検討することとした。

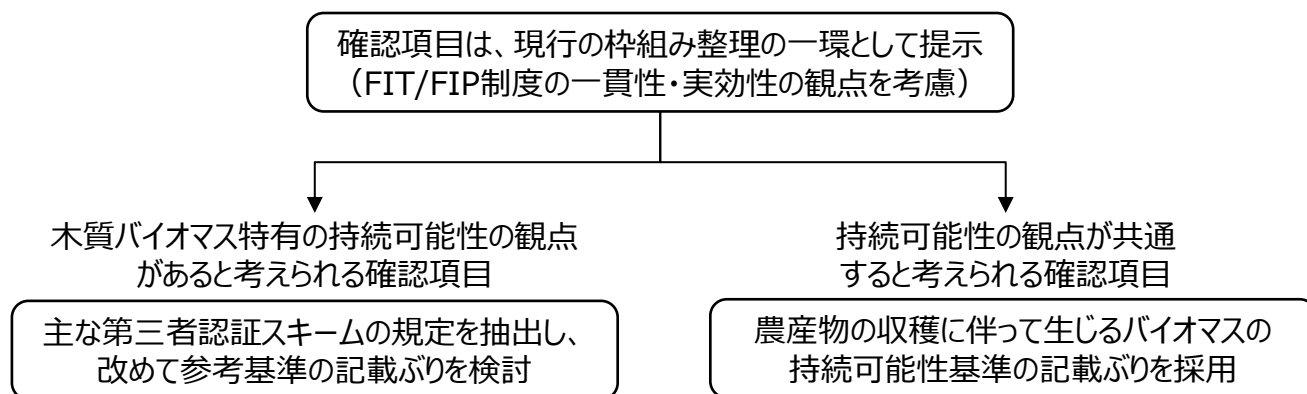
＜木質バイオマス特有の持続可能性の観点＞

- 木質バイオマス特有の持続可能性の観点があると考えられる確認項目については、合法性・持続可能性ガイドラインの下で利用される主な第三者認証スキーム（以下、「主な第三者認証スキーム」）の規定を抽出し、改めて参考基準の記載ぶりを検討することとした。

＜持続可能性の観点が共通＞

- 一方、持続可能性の観点が共通すると考えられる確認項目については、現時点では過去WGでの検討内容との一貫性を考慮し、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性基準の記載ぶりを採用することとした。
- ただし、冒頭で述べた一貫性・実現可能性の観点から、主な第三者認証スキームと整合しない部分については、必要に応じて修正することとした。

確認項目及び参考基準の検討手順イメージ



- 木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたガイドライン（平成18年公表）。
- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法として、3つの方法を提示。

＜木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法＞

（１）森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法

森林認証（FSC、PEFC、SGEC等）を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証（認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明）

（２）森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、分別管理されていることの証明書を交付。生産・加工・流通の各段階で証明書の交付を繰り返して行い、証明の連鎖を形成することにより証明。

（３）個別企業等の独自の取組による証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

※輸入木質バイオマスの持続可能性については、（１）森林認証制度等を活用した証明方法、（３）個別企業等の独自取組による証明方法が多くを占める。なお、（２）団体認定に係る証明方法は、木質バイオマス証明に係る団体認定とは別の枠組みであることに留意。

<参考> 農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）の持続可能性基準

- ・ バイオWGでは、FIT/FIP制度において、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）に求める持続可能性基準を、以下のとおり整理。
- ・ これらの基準を担保できる第三者認証スキームを、持続可能性基準の確認方法として整理。

農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）の持続可能性基準

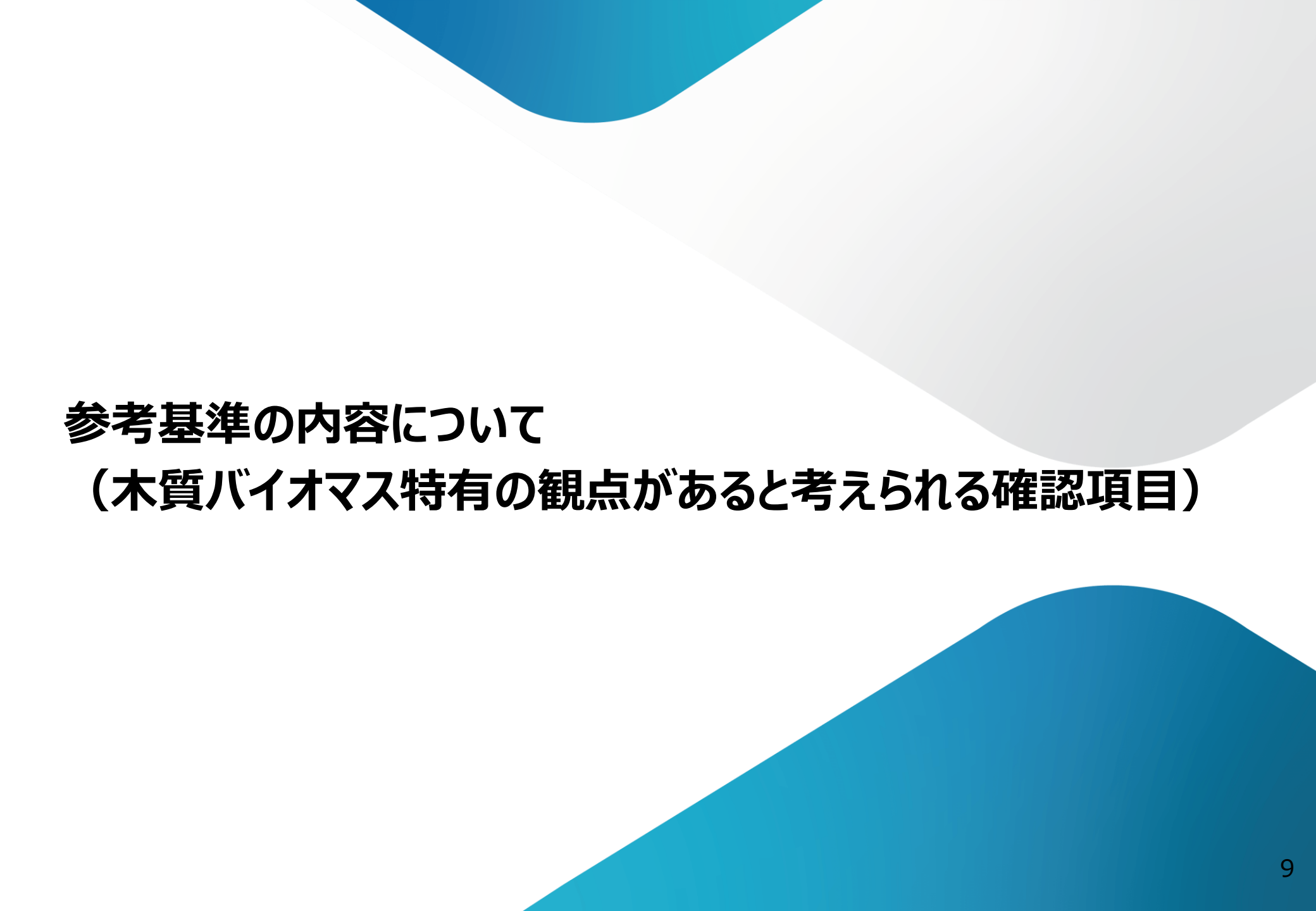
担保すべき事項		評価基準
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。
サプライチェーン上の分別管理の担保		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること
認証における第三者性の担保		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。

持続可能性の観点について

- 農業や林業の方法は各国各地域で異なるため一概に述べることは困難であるが、**農業は主に食料の生産**であり**植物の成長・収穫サイクルが比較的短い**ことに対し、**林業は木材の生産**であり**植物の成長・収穫サイクルが比較的長い**といった特徴が挙げられる。
- これにより、植物の成長・収穫サイクルを通じた炭素循環の期間や貯留形態、これに伴う生物多様性への影響等に違いがあるものと考えられる。したがって、求められる**環境への配慮**については、**木質バイオマス特有の持続可能性の観点があると考えられる**。
- 一方で、**社会・労働、ガバナンス等**については、上記によって求められる内容が大きく異なるわけではなく、**持続可能性の観点は共通すると考えられる**。

環境への配慮に関する持続可能性の観点（例）

	農産物の収穫に伴って生じるバイオマス (本WGで検討水準としたRSPOの場合)
土地利用	➤ 炭素ストックや生物多様性の保護価値が高い土地が、農地に転換することの影響。 ➤ 脆弱な土壌への作付けによる土壌の浸食や劣化のリスク。排水による泥炭地への影響。
温室効果ガス等の排出・汚染削減	➤ 農地への転換による炭素ストックへの影響。 ➤ 農薬や肥料による土壌・水質への影響。
生物多様性	➤ 農地への転換による希少種、絶滅危惧種などへの影響。



参考基準の内容について

（木質バイオマス特有の観点があると考えられる確認項目）

環境（原生林等の保護）について

- 環境（原生林等の保護）については、主な第三者認証スキームの規定では、炭素ストックや生物多様性への影響に着目し、主に以下を抑止する規定となっている。

<直接土地利用変化>

- 現時点において森林である土地が、森林ではない他の用途に転換されること
- 一定時期以降に保護価値の高い土地が植林地に転換されること

<土地利用変化なし>

- 一定時期以降に原生林が植林地に転換されること
- これを踏まえ、参考基準の記載ぶりは以下とした。
 - 炭素ストックや生物多様性への影響に留意し、原則として、森林が他用途に転換されないこと、及び一定時期以降に原生林又は保護価値の高い土地が植林地に転換されないこと。

<主な第三者認証スキームの規定>

- 森林の他の土地利用への転換を原則禁止。但し、生態学的に重要な森林地域や高度な炭素蓄積域への影響回避など、正当化できる状況に限り例外を許容。2010年12月31日以降に原生林や天然生林を転換して育成されたプランテーション森林は認証対象外。（PEFC）
- 一定の例外（管理単位における厳格な要求を満たす場合）を除き、天然林または保全価値の高い地域をプランテーションまたは非森林用地利用に転換しないことを要求。1994年12月1日以降に天然林から転換された地域に設立されたプランテーションを含む管理単位は、認証の資格を有さない。（FSC）
- 2008年1月時点でa. 森林、b. 湿地、c. 泥炭地、d. 生物多様性の高い草原のいずれかの状態にあり、土地転換によりその状態となくなった土地からは調達してはならない。（SBP）
- 以前は排水されていなかった土壌の水分が枯渇しないことが実証されない限り、2008年1月1日以降に泥炭地として分類された恒久的に排水された土地からは供給されない。2008年1月1日以降に湿地から代替の乾燥した生態系に転換された土地からは供給されない。森林管理者が直接的または間接的に森林の転換に責任を負っていない場合を除き、1997年12月31日以降に天然林の転換によって造成された木材植林地から供給されない。（GGL）

<参考> 個々の証明方法における規定（環境①）

	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
土地利用への配慮 原生林等の保護	■ 本規格は、農業的利用への森林転換を行ってはいけないことを求める。（PEFC ST 1003:2024 の 8.1.4） ■ 本規格は、森林の他の土地利用への転換は、下記による正当化できる状況以外は発生させないことを求める。 a) 土地利用や森林管理に関連する国や地域の政策や法律を遵守し、影響を受けるステークホルダーとの協議を含んだ政府その他の権限を有する当局が管轄する土地利用計画に基づくものであり、 b) 認証区域内の森林タイプの小さな比率（5%以下）であり、 c) 生態学的に重要な森林地域、文化や社会的な重要性を有する区域、またはその他の保護区域に悪影響を及ぼさず、 d) 高度な炭素蓄積区域を破壊せず、 e) 長期的な保全と経済的、社会的利益に貢献する。（PEFC ST 1003:2024 の 8.1.5） ■ 本規格は、人為的な森林劣化を起こしてはならないことを求める。 注意書 1: 2010 年 12 月 31 日以降に人為的な森林劣化（原生林または天然生林からの転換）によって育成されたプランテーション森林は認証の対象外 注意書2：2010年12月31日以降に人為的な森林劣化（原生林からの転換）によって育成された育成林は認証の対象外 注意書 3: この要件は、成熟した森林が自然に再生する森林に類似している、または類似するであろう、生態系の保護または回復を目的として育成された植林地、および植林または播種によって育成された現存する森林には適用されない 注意書 4：地域的、国家的、準国家的基準への定義の組み込みは、各国の林業用語や法的要件を考慮する必要がある。その結果、制度固有の 定義が意図する成果と最低限同等の成果をもたらす限り、制度特有の明確化や指針をもたらすことができる。（PEFC ST 1003:2024の8.1.6）	■ デューデリジェンス・システムにおいてリスク軽減すべき原料（controversial sources）の属性として以下を定義。 ■ 森林転換を伴うもの。ただし、土地利用および森林管理に適用される国家および地域の政策・法令に準拠している、生態学的に重要な森林地域、文化的・社会的に重要な地域、その他の保護地域に悪影響を与えない、高炭素蓄積地域を破壊しない長期的な保全、経済的・社会的利益に貢献する場合に限り例外を許容。（PEFC ST 2002:2020の 3.7(e)）	■ 天然林または保全価値の高い地域をプランテーションまたは非森林用地利用に転換したり、天然林から非森林用地利用に直接転換した敷地のプランテーションを転換したりしてはならない。但し、以下を除く。 a) 管理単位の非常に限られた部分に影響を与える b) 管理単位において、明確で実質的、追加的、安全な長期保全および社会的利益を生み出す c) 高い保存価値、またはそれらの高い保存価値を維持または向上させるために必要な場所や資源に損害を与えたり、脅かしたりしない（FSC-STD-60-004 V2-1の 6.9） ■ 1994年12月1日から2020年12月31日までの間に天然林から転換された地域に設立されたプランテーションを含む管理単位は、認証の資格を有さない。但し上記a)～c)を除く。（FSC-STD-60-004 V2-1の 6.10） ■ 管理単位が、2020年12月31日以降に転換された天然林または高保全価値地域を含む場合、認証の資格を有さない。但し上記a)～c)を除く。（FSC-STD-60-004 V2-1の 6.11）	■ リスクアセスメント指標として以下を指定。 ■ 適当な規模で行われている森林管理活動がエコリージョンレベルで重要なHCVを脅威にさらしていない。組織は、まずエコリージョンレベルでいずれかのHCVが脅威にさらされていないかを評価しなければならない。エコリージョンレベルで脅威に晒されているHCVがある場合、組織は供給地域レベルでどのように森林管理活動がこれらHCVと関係しているのかを評価しなければならない。本カテゴリーのリスクアセスメントのためにはエコリージョンレベルで重要なHCVの特定が必要である。原生林景観に関して、公共の安全保証のための火災対策または火災予防活動は最小限のかく乱を伴う経済活動とは考えない。本指標に関して低リスクは次のように示すことができる。 a) 原材料が指定されたいずれの地図で示されているHCVからも産出されていない。 b) 供給地域にはエコリージョンレベルで重要なHCVが存在しないことが、供給地域/供給区域レベルの独立した検証可能な情報（NGOの報告書、環境影響評価等）により示されている。（FSC-STD-40-005 V3-1管理木材カテゴリ3の3.1）

※PEFCについて：PEFCでは基準文書がBenchmark StandardとInternational Standardに分けられる。Benchmark Standardは国際的な基準であり、各国の森林認証制度が、この基準をもとに独自の森林認証基準を作成し、PEFCの承認を受ける。一方、International Standardは企業や認証機関が直接適用されるものであり、特定の分野に対する具体的な認証要件を定めている。本資料で引用するPEFC ST 1003、PEFC ST 1004はBenchmark Standard、PEFC ST 2002、PEFC ST 2003はInternational Standardである。

※FSCについて：FSCは「各国・地域の状況に適合した承認された一連の指標を追加的に使用することなしに、責任ある森林管理の評価と認証に使用してはならない」としており、FSC FM材については、環境①からガバナンス①までの項目について、各国・地域で策定する際に参照される国際的な共通の基準であるFSC-STD-60-004 V2-1 International Generic Indicatorsを引用した。また、FSC管理材については、環境①からガバナンス①までの項目について、FSC-STD-40-005 V3-1（FSC管理木材調達のための要求事項日本語仮訳）を引用した。

<参考> 個々の証明方法における規定（環境①）

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
土地利用 への配慮 原生林等 の保護	■ 供給拠点の生物多様性に関連する主要な種、生息地、生態系、および高保全価値（HCV）を持つ地域は、維持または向上されなければならない。（Standard1の2.2.3） ■ 原料は、2008年1月時点で次のいずれかの状態にあり、土地転換によりその状態にない土地からは調達してはならない：a. 森林、b. 湿地、c. 泥炭地、d. 生物多様性の高い草原。（Standard1の2.2.1）	■ 森林管理ユニット内の森林を、木材植林地を含む他の土地利用形態に転換することは、保全価値の高い土地への悪影響がない等の条件を満たす場合を除き許可されない（S5.の2.3） ■ バイオマスの生産と収穫によって、以前は排水されていた土壌の水分が枯渇しないことが実証されない限り、2008年1月1日以降に泥炭地として分類された土地からバイオマスを調達しない（S.5の7.1） ■ バイオマスは、2008年1月1日以降に湿地から代替の乾燥した生態系に転換された土地からは供給されない（S5.の7.2） ■ 原則として、バイオマスは1997年12月31日以降に自然林の転換によって造成された木材植林地から供給されない（S5.の7.3）	■ インドネシア林業法に基づく森林の定義は以下のとおり。 ■ 生産林とは、森林産物を生産することを主な機能とする森林区域である。 ■ 保護林とは、水系の調節、洪水の防止、浸食の抑制、海水の浸入防止、土壌の肥沃度の維持を目的として、生命緩衝システムを保護することを主たる機能とする森林区域である。 ■ 保全林とは、特定の特性を持つ森林区域であり、動植物の多様性とその生態系を保全することを主たる機能とする。 ■ なお、木材伐採は生産林においてのみ、個人、協同組合、民間企業、国有企業及び地域企業への事業許可の付与を通じて許可される。保護林及び保全林からの木材利用は禁止されている。		■ 輸入木材評価シートにおいて、輸入木材の順法性評価、持続可能性評価を行う。 ■ 持続可能性評価項目の選択肢に、「森林持続可能性」とある。（輸入木材評価シート2. 持続可能性の評価）	■ 該当する場合は以下を含む、木材・木材製品が関連適用法規制に準拠することを示す文書またはその他の情報を得ておく ■ FLEGT ライセンス材及CITES材 ■ FSC 認証証明書及びPEFC との相互認証制度の認証証明書 ■ 第三者合法性証明システムへの準拠を示す文書 ■ EU 木材法、オーストラリア違法伐採禁止法によって認められた文書（7. サプライチェーン情報へのアクセス）

※SBP/GGLについて：SBP管理材は、SBPが承認する既存認証（具体的にはFSC管理材、PEFC管理材）に準拠して生産された原料/バイオマス、GGL管理材も、GGLが承認したスキームから調達された材料と定義されており、具体的な基準はないため、ここでは略す。（なお、GGL管理材はGGL S1の基準1.14、GGL S5の原則7、原則8、原則9、基準2.1、基準2.3に準拠しなければならない）。

※SVLKについて：生産林の森林利用事業許可（PBPH）における持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準、保全林における森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準。以下同じ。

※JIAについて：JIAQ 環 21-1015P、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領及び輸入木材管理シートを参照している。

※製紙連合会について：日本製紙連合会 合法証明デューディリジェンス（DD）システム 会員企業のデューディリジェンスDDマニュアル雛形を参照している。

環境（土壌の保護）について

- 環境（土壌の保護）については、主な第三者認証スキームの規定では、土壌の浸食や流出、土壌の質、生物多様性などの環境的な価値に着目し、主に以下を要求する規定となっている。

＜土壌の浸食や流出＞

- 土壌の過剰浸食のおそれがある区域での配慮、土壌の水域への流出の回避

＜土壌の質・環境的な価値＞

- 供給拠点の土壌の質が維持または向上されること
- 希少種、絶滅危惧種等の環境的な価値を維持するための土壌等の保護
- これを踏まえ、参考基準の記載ぶりは以下とした。
 - 土壌の過剰な浸食や流出を回避し、土壌の質や環境的な価値を保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。

＜主な第三者認証スキームの規定＞

- 土壌の損傷を最小化する保育、伐採、搬出技術の活用のほか、土壌の過剰浸食を引き起こす可能性がある区域における林業活動の配慮、インフラ架設が土壌の水流への流出を防ぐ方法で行われることの要求。（PEFC）
- 水資源と土壌が保護され、希少種および絶滅危惧種、生息地、生態系、景観価値の攪乱および損傷が防止、軽減、および/または修復されるように、インフラ開発、輸送活動および造林を管理することを要求。（FSC）
- 供給拠点の土壌の質は、維持または向上されなければならない。（SBP）
- 森林管理ユニット内の土壌の質は、海岸、河川岸、浸食の影響を受けやすい地域、傾斜地の景観に特に注意しながら維持され、必要に応じて改善されなければならない（GGL）

<参考> 個々の証明方法における規定（環境②）

	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
土地利用への 配慮 土壌の保護	■ 本規格は、現地条件に相応しい樹種やプロパティによる造林や更新、樹木や土壌の損傷を最小化する保育、伐採、搬出技術の活用など適切な森林管理が行われることを求める。（PEFC ST 1003:2024の8.2.4） ■ 本規格は、繊細な土壌と侵食傾向のある区域および施業が土壌の過剰侵食を引き起こす可能性がある区域での林業活動には、特別な注意を払うことを求める。使用する技術や機械はそのような区域に相応しいものでなければならない。これらの区域に対する動物個体数の圧力を最小化する特別な措置を講じなければならない。（PEFC ST 1003:2024の8.5.3） ■ 本規格は、道路、橋梁、その他のインフラ社会基盤の架設が、裸地土壌の露出を最小化し、土壌の水流への流出を防ぐ方法を用い、流水路や河床の自然水準や機能を保全する方法で行われることを求める。適切な道路排水設備が設置、維持されなければならない。（PEFC ST 1003:2024の8.5.5）	■ デューデリジェンス・システムにおいてリスク軽減すべき原料（controversial sources）の属性として以下を定義。 ■ 森林管理に関する、適用可能な地域、国家または国際的な法令に準拠していない活動を伴う原料供給源。この活動には、森林管理の実施方法、自然および環境保護、保護種および絶滅危惧種、財産権・占有権・土地利用権、労働者の健康・労働・安全、腐敗防止および税・使用料の支払いなどが含まれるが、これらに限定されない。（PEFC ST 2002:2020の3.7(a)） ■ 上記3.7(a)項の解釈として、環境保護に関する法令が挙げられており、「土壌保護に関する法令」を含む。（PEFC GD 2001:2025の3.7(a)解釈）	■ 水資源と土壌が保護され、希少種および絶滅危惧種、生息地、生態系、景観価値の攪乱および損傷が防止、軽減、および/または修復されるように、インフラ開発、輸送活動および造林を管理する。（FSC-STD-60-004 V2-1の10.10） ■ 組織は、肥料の使用を最小限に抑え、または回避する。肥料を使用する場合、組織は、肥料を必要としない造林システムの使用と同等またはそれ以上の生態学的および経済的に有益であることを実証し、土壌を含む環境価値への損傷を防止、軽減、および/または修復する。（FSC-STD-60-004 V2-1の10.6）	■ リスクアセスメント指標として以下を指定。組織は「適用可能な法律、規則、批准した国際条約に関する最低限のリスト」（表A）を用いて、評価対象の供給地域の伐採に関する法律を特定しなければならない。（FSC-STD-40-005 V3-1 管理木材カテゴリ1の1.1a） ■ 多面的機能の特定及び/または保護に関する国内及び地域の法律と規制。これには伐採に関するもの、伐採の影響を受けるもの、許容できる土壌へのダメージ、緩衝帯の設定伐採地の残存木の維持、伐採時期の季節的制限、林業機械に対する環境要求、農薬やその他の化学薬品の使用、生物多様性の保全、空気の質、水質の保護と復元、娯楽設備の管理運営、林業以外の目的のインフラ整備、鉱物探査及び探鉱が含まれるが、これらに限られるものではない。（FSC-STD-40-005 V3-1 管理木材カテゴリ1の表A3.3）

<参考> 個々の証明方法における規定（環境②）

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
土地利用への配慮 土壌の保護	■ 原料は、2008年1月時点で次のいずれかの状態にあり、土地転換によりその状態にない土地からは調達してはならない：a. 森林、b. 湿地、c. 泥炭地、d. 生物多様性の高い草原。（Standard1の2.2.1） ■ 供給拠点の土壌の質は、維持または向上されなければならない。（Standard1の2.2.3）	■ 森林管理ユニット内の土壌の質は、海岸、河川岸、浸食の影響を受けやすい地域、傾斜地の景観に特に注意しながら維持され、必要に応じて改善されなければならない（S.5の3.1）	■ 泥炭生態系の保護と管理（土壌の種類が泥炭以外の場合、この検証ツールは適用しない）（指標3.1.4）	■ 保全林の機能と状態の実態及び安定性（指標3.1） ■ 高保全価値地域（ABKT）の存在を考慮した保全林の利用において、水管理の調整、洪水の防止、侵食の制御、海水の侵入防止、土壌肥沃度の維持その他の生命維持システムを保護する保全林機能が達成できる。（指標3.1の補足説明）	■ 植林や原生林について、FSCやPEFCのCW（CS）DDSレポートを参考に合法性、持続可能性を確認。現地の法律に適合していることを確認するようには申請者に伝達。	■ 該当する場合は以下を含む、木材・木材製品が関連適用法規制に準拠することを示す文書またはその他の情報を得ておく ■ FLEGT ライセンス材及CITES材 ■ FSC 認証証明書及びPEFC との相互認証制度の認証証明書 ■ 第三者合法性証明システムへの準拠を示す文書 ■ EU 木材法、オーストラリア違法伐採禁止法によって認められた文書（7. サプライチェーン情報へのアクセス）

環境（温室効果ガス等の排出・汚染削減）について

- 環境（温室効果ガス等の排出・汚染削減）については、主な第三者認証スキームの規定では、森林施業に伴う温室効果ガスの排出や水質等への影響に着目し、主に以下を要求する規定となっている。

＜温室効果ガスの排出削減＞

- 温室効果ガスの排出削減や資源の効果的な活用等の気候変動に好影響な活動の推奨。
- 中長期的に炭素ストックを維持または増加させることを目的として管理すること。

＜その他の汚染の削減、監視＞

- 水質及び水量への悪影響の回避や、影響を緩和・是正すること。
- 病虫害、火災、空気汚染物質、森林施業等に起因する損害などの監視。
- これを踏まえ、参考基準の記載ぶりは以下とした。
- 中長期的な炭素ストックの減少や森林施業等に伴う温室効果ガス等の排出、水質等への影響を回避・管理するための計画が策定され、実施されるものとすること。

＜主な第三者認証スキームの規定＞

- 温室効果ガスの排出削減や資源の効果的な活用など気候変動に好影響する活動を推奨。病虫害、火災、空気汚染物質、森林施業等に起因する損害など森林生態系の健全性や活力に潜在的な影響を及ぼす主要な要素に関して、定期的にモニター。（PEFC）
- 自然の水路、水域、河岸地帯、およびそれらの接続性を保護または回復、水質及び水量への悪影響の回避、影響を緩和・是正することを要求。肥料による環境価値への悪影響、農薬の使用による悪影響、開発等による希少種や絶滅危惧種、生息地、生態系、景観価値、水、土壌に及ぼす影響のモニタリング。（FSC）
- すべての原料調達、供給拠点の評価で森林炭素蓄積が安定・増加している、または森林炭素蓄積の回復や再生を目的とすることを要求。（SBP）
- 木材の供給元となる森林管理ユニットは、中長期的に炭素貯蔵量を維持または増加させることを目的として管理されていることを要求。（GGL）

<参考> 個々の証明方法における規定（環境③）

	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 本規格は、収穫と成長率の間のバランスを図り、適切な育林方法と技術を採用し、森林資源に対する直接的、間接的な悪影響を最小化し、森林資源の量と質および森林の炭素貯蔵と隔離能力が中長期的に保全されることを求める。（PEFC ST 1003:2024の8.1.2） ■ 本規格は、管理の実行において温室効果ガスの排出削減や資源の効果的な活用など気候変動に好影響する活動が奨励されることを求める。（PEFC ST 1003:2024の8.1.3） ■ 本規格は、森林の健全性および活力が、特に病虫害、過放牧、過剰飼育、火災、気候的要因による損害、空気汚染物質、森林施業等起因する損害など森林生態系の健全性や活力に潜在的な影響を及ぼす主要な生物学的および非生物的要素に関して、定期的にモニターすることを求める。（PEFC ST 1003:2024の9.1.2）	■ デューデリジェンス・システムにおいてリスク軽減すべき原料（controversial sources）の属性として以下を定義。 ■ 森林管理に関する、適用可能な地域、国家または国際的な法令に準拠していない活動を伴う原料供給源。この活動には、森林管理の実施方法、自然および環境保護、保護種および絶滅危惧種、財産権・占有権・土地利用権、労働者の健康・労働・安全、腐敗防止および税・使用料の支払いなどが含まれるが、これらに限定されない。（PEFC ST 2002:2020の3.7(a)） ■ 上記3.7(a)項の解釈として、環境保護に関する法令が挙げられており、「水資源に関する法令」を含む。また木材伐採活動に関する法令も挙げられており、「伐採に関連する環境影響評価、土壌資源の損傷および攪乱の許容範囲、水路、開放地、繁殖地などに沿った緩衝地帯の設定、伐採地における残存樹木の維持、伐採に関する季節的制限、ならびに機械に対する環境要件」とある。（PEFC GD 2001:2025の3.7(a)解釈） ※汚染削減に関する指標として記載	■ 自然の水路、水域、河岸地帯、およびそれらの接続性を保護または回復するものとする。組織は、水質及び水量への悪影響を回避し、その影響を緩和・是正する。（FSC-STD-60-004 V2-1の6.7） ■ 8.2.1 のモニタリングは、環境を特定して説明するのに十分です。 ■ 該当する場合、以下を含む管理活動の影響（中略） iv. 遺伝子組み換え生物が使用されていないことを確認するための遺伝子組み換え生物の使用（基準 10.4）（中略） vi. 肥料による環境価値への悪影響（基準10.6） vii. 農薬の使用による悪影響（基準 10.7） viii. 生物防除剤の使用による悪影響（基準 10.8） ix. 自然災害による影響（基準 10.9） x. インフラ開発、輸送活動、造林が希少種や絶滅危惧種、生息地、生態系、景観価値、水、土壌に及ぼす影響（基準 10.10） xi. 木材の伐採と採掘が非木材林産物、環境価値、商品性のある木材廃棄物、その他の製品とサービスに及ぼす影響（基準10.11） xii. 廃棄物の環境に適切な処分（基準 10.12） ※汚染削減に関する指標として記載	■ リスクアセスメント指標として以下を指定。 ■ 組織は「適用可能な法律、規則、批准した国際条約に関する最低限のリスト」（表A）を用いて、評価対象の供給地域の伐採に関する法律を特定しなければならない。（FSC-STD-40-005 V3-1 管理木材カテゴリ1の1.1a） ■ 多面的機能の特定及び/または保護に関する国内及び地域の法律と規制。これには伐採に関するもの、伐採の影響を受けるもの、許容できない土壌へのダメージ、バッファゾーンの設定、伐採地の残存木の維持、伐採時期の季節的制限、林業機械に対する環境要求、農薬やその他の化学薬品の使用、生物多様性の保全、空気の質、水質の保護と復元、娯楽設備の管理運営、林業以外の目的のインフラ整備、鉱物探査及び探鉱が含まれるがこれらに限られるものではない。（FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ1の表A3.3） ※汚染削減に関する指標として記載

<参考> 個々の証明方法における規定（環境③）

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ LULUCF排出量は、計上されなければならない（Standard1の3.1.1） ■ すべての原料調達には、以下の二つの選択肢のいずれかと合致している：A. 供給拠点の評価で森林炭素蓄積が安定・増加している、B. 森林炭素蓄積が自然要因で減少している場合でも、失われる原料の回復や再生を目的とする場合（Standard1の3.2.1） ■ 一次原料は、現場の生産性が低く、地域の定義および規範によると、生産性が低いまたは再生が困難と分類されている森林地域から調達してはならない（Standard1の3.2.2） ■ 一次原料は、地域の定義および規範によると、高い炭素蓄積量（HCS）および高保全価値（HCV）という複合的な特徴を持つと分類される供給拠点の森林地域から調達してはならない（Standard1の3.2.3） ■ 組織は、事業活動を行う国におけるすべての適用される法律、規則および規制（SBP Standard 4、1.21）を遵守するための効果的な措置を決定し、実施しなければならない。また、必要に応じて、GHG排出および汚染を最小化するための計画を策定し、実施しなければならない（Instruction Document Japanの2.2.1）	■ 木材の供給元となる森林管理ユニットは、中長期的に炭素貯蔵量を維持または増加させることを目的として管理されている（S.5の8.1） ■ 原則として、バイオマスは切り株からは供給されない（S.5の8.2） ■ 森林からの年間丸太伐採量のうち、エネルギー生成のためのバイオマスとして処理される量が平均して半分以上にする。（S.5の8.3） ■ 管理システムには、事業者の環境に関する目標および対策を概説するセクションが含まれていなければならない。その内容は、GHG排出削減、操業効率の改善、空気や水などの資源保護を含むが、これらに限定されない。また、GHGやその他の排出物および汚染については、これらを最小化するための計画を策定し、実施しなければならない。（GGL 1d. Instruction document for supplying the Japanese marketの5.5）	■ 森林利用の取組みにおける環境に優しい技術の利用と応用（指標2.4） ■ 環境汚染や環境被害を軽減、防止するために、森林利用の取組みの有効性及び効率性を高めるための法的規制やガイドラインに基づいた環境に優しい技術の利用と適用（指標2.4の補足説明） ■ 森林利用による物理的及び化学的成分への影響の管理と監視（指標3.3） ■ 森林利用活動は、B3廃棄物管理を含む物理的及び化学的要素への悪影響への対処を考慮する必要がある。環境文書によると、悪影響は土壌の物理的及び化学的品質の低下、侵食、地盤沈下、堆積、河川の放流、水質の低下又は大気汚染の形で発生する可能性がある。（指標3.3の補足説明） ※汚染削減に関する指標として記載	■ 保全林の活用における環境に優しい技術の適用と活用。（指標2.4） ■ 汚染及び環境破壊を軽減又は防止し、森林利用の取組みの有効性及び効率性を高めるための法的規制及びガイドラインに基づいた環境に優しい技術の利用と適用。（指標2.4の補足説明） ■ 森林利用による物理的及び化学的成分への影響の管理及びモニタリング（指標3.3） ■ 森林利用活動では、B3廃棄物の管理を含めた物理的・化学的要素への悪影響への対応を考慮する必要がある。環境文書によれば、負の影響には土壌の物理的・化学的品質の低下、侵食の増加、地盤沈下、堆積、河川の流量及び水質の低下並びに大気汚染又は（水質の）汚染が含まれる可能性がある。（指標3.3の補足説明） ※汚染削減に関する指標として記載	-	■ 引用される「日本製紙連合会『環境に関する自主行動計画』」に以下とある。 ■ ① 燃料転換、省エネルギー設備の導入により、2005年度比で2030年度までに化石エネルギー由来CO2排出量を286万トン削減する。 ■ ② 主体間の連携のためにナノセルロース等の実用化を図る。 ■ ③ 国際貢献のために用紙の軽量化技術を展開する。

環境（生物多様性の保全）について

- 環境（生物多様性の保全）については、主な第三者認証スキームの規定では、生物多様性を有する地域の特定・保護に着目し、主に以下を要求する規定となっている。

＜生物多様性を有する区域の特定・保護＞

- 生態的に重要な森林区域の特定・保護等
- 保護区、保護地域の設定等を通じた希少種および絶滅危惧種およびそれら生息地の保護
- 高い保護価値を有する地域の特定・維持等
- これを踏まえ、参考基準の記載ぶりは以下とした。
 - 希少種や絶滅危惧種の生息地など高い保護価値を有する地域を特定し、これらを保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。

＜主な第三者認証スキームの規定＞

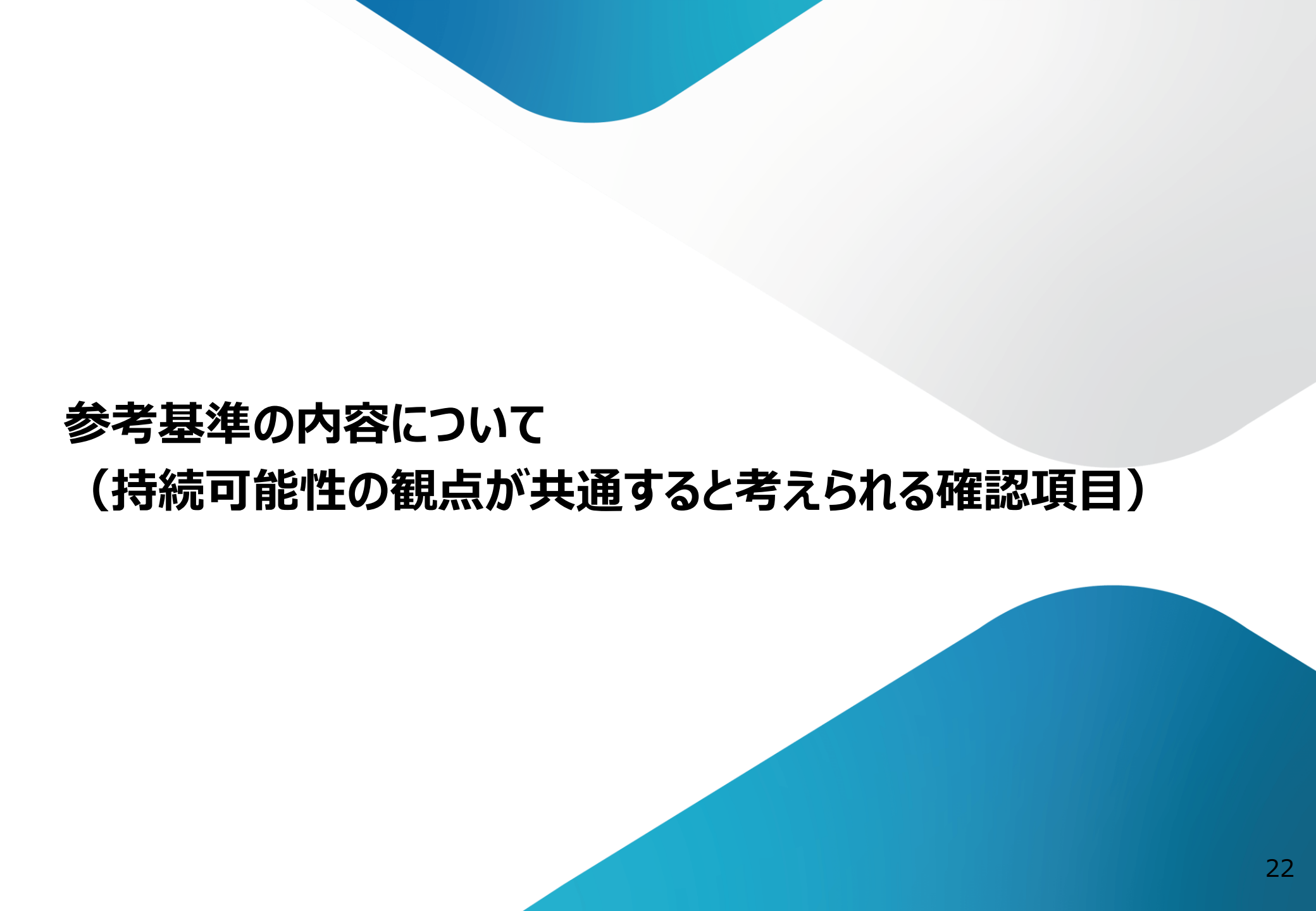
- 生態系、種、遺伝子レベルでの生物多様性の維持・保全・増大や、生態学的に重要な森林区域の確定、保護・保全などを要求。（PEFC）
- 保護区、保護地域の設定や直接的な措置等を通じて、管理単位における希少種および絶滅危惧種およびそれらの生息地を保護すること等を要求。（FSC）
- 供給拠点の生物多様性に関連する主要な種、生息地、生態系、および高保全価値（HCV）を持つ地域を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理することを要求。（SBP）
- 森林管理ユニット内にある高保全価値（HCV）または同等の価値を持つサイトと森林タイプの代表的地域が特定され、保護され、可能であれば強化されることを要求。（GGL）

<参考> 個々の証明方法における規定（環境④）

	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
生物多様性の 保全	■ 本規格は、管理計画がランドスケープ、生態系、種および遺伝子のレベルで生物多様性を維持、保全および増大させることを目指すことを求める。（PEFC ST 1003:2024 の 8.4.1） ■ 本規格は、森林資源のインベントリ、マッピングおよび計画が生態学的に重要な森林区域を確定し、保護、保全、または立ち入り制限することを求める。（PEFC ST 1003:2024 の 8.4.2） ■ 本規格は、保護種、絶滅危惧種、絶滅に瀕している動植物種が商業目的に搾取されないことを求める。必要な場合、それらの保護やその生息数の増加のための措置が取られることを求める。 注意書：本要件はワシントン条約の要件に従った取引を排除するものではない。（PEFC ST 1003:2024 の 8.4.3） ■ 本規格は、保育や収穫施業に関して、生態系への長期的な損傷を引き起こさない方法で実行されることを求める。可能な限り生物多様性を維持、改善するための実践的措置が採用されなければならない。（PEFC ST 1003:2024 の 8.4.10） ■ 本規格は、インフラ社会基盤が生態系、特に稀有で繊細な代表的生態系や遺伝子の保存に対する損傷を最小化し、絶滅危惧種やその他の指標種、特にその移動パターンを勘案して、計画、建設されることを求める。（PEFC ST 1003:2024 の 8.4.11） ■ 本規格は、枯損木や倒木、樹洞木、老齢木、稀少樹種は、その森林と周辺の生態系の健全性と安定性を考慮し、生物多様性を保全するために必要な量や分布で保残することを求める。（PEFC ST 1003:2024 の 8.4.13）	■ デューデリジェンス・システムにおいてリスク軽減すべき原料（controversial sources）の属性として以下を定義。 ■ 森林管理が景観・生態系・種・遺伝子レベルでの生物多様性の維持、保全、強化に寄与しない。（PEFC ST 2002:2020の3.7(c)） ■ 生態学的に重要な森林地域が特定され保護、保全、隔離されていないか、軽視している。（PEFC ST 2002:2020の 3.7(d)）	■ 組織は、保護区、保護地域、接続地域、および/または(必要に応じて)生存と生存のためのその他の直接的な措置を通じて、管理単位における希少種および絶滅危惧種およびそれらの生息地を保護する。これらの措置は、管理活動の規模、強度、リスク、および希少種および絶滅危惧種の保全状況および生態学的要件に比例するものとする。組織は、管理単位内で講じるべき措置を決定する際に、管理単位の境界を越えた希少種および絶滅危惧種の地理的範囲および生態学的要件を考慮に入れる。（FSC-STD-60-004 V2-1の6.4） ■ 組織は、在来生態系の代表的なサンプル地域を特定して保護し、および/またはそれらをより自然な条件に回復する。代表的なサンプル地域が存在しないか不十分な場合、組織は、管理単位の一部をより自然な条件に戻す。地域の規模及びその保護又は回復のために講じられる措置(プランテーション内を含む)は、景観レベルでの生態系の保全状況及び価値、及び管理活動の規模、強度及びリスクに比例するものとする。（FSC-STD-60-004 V2-1の6.5）	■ リスクアセスメント指標として以下を指定。 ■ 強力な保護システム（効果的な保護地区や法令）が整備されていて、エコリージョンにおけるHCVの存続を保証している。本指標に関して低リスクは、次のように示すことができる。 a)HCVを保護する強力なシステムが整備されている。強力な定義は、国の法律執行の有効性によって判断されなければならない。世界銀行の「法の支配」指数が75%以上である場合に、強力と判断できる。 b)評価対象供給地域の国/地域の利害関係者から大きく支持されている。 c)森林管理者が、評価対象供給地域の国/地域の環境関連の利害関係者と供給区域レベルでのHCV保護方法について合意している。 (FSC-STD-40-005 V3-1管理木材カテゴリ3の3.2)

<参考> 個々の証明方法における規定（環境④）

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
生物多様性の保全	■ 供給拠点の生物多様性に関連する主要な種、生息地、生態系、および高保全価値（HCV）を持つ地域を特定しなければならない（Standard1の2.1.1） ■ 供給拠点の生物多様性に関連し特定された主要な種、生息地、生態系、および高保全価値（HCV）を持つ地域に対する脅威および影響を特定、評価しなければならない。これらは維持または向上されなければならない。（Standard1の2.1.2, 2.1.3） ■ 供給拠点の生態系、その健全性、活力、機能、およびサービスは、維持または向上されなければならない（Standard1の2.2.2） ■ 一次原料は、高い炭素蓄積量（HCS）および高保全価値（HCV）という複合的な特徴を持つと分類される供給拠点の森林地域から調達してはならない（Standard1の3.2.3）	■ 森林管理ユニット内にある高保全価値（HCV）または同等の価値を持つサイトと森林タイプの代表的地域が特定され、保護され、可能であれば強化される。これらのサイトには、次のうち1つ以上の価値が含まれている可能性がある：種の多様性、生態系と生息地、生態系サービス、景観レベルの生態系、文化的価値（S.5の2.1） ■ 絶滅の危機に瀕している動植物種を保護し、該当する場合には、これらの種の個体数を増やし、生息地を改善するための対策が講じられている（S.5の2.2） ■ 地域の状況に最も適した伐採（低インパクト伐採）と道路建設の方法と技術を適用することで、生態系への不必要なダメージが防止されている（S.5の3.4）	■ 保護地域と保護価値の高い地域（ABKT）の存在、安定性及び状態。（指標3.1） ■ 様々な種の生命と生物多様性の源のための緩衝システムとしての森林の機能は、保護地域の十分な割当てがあれば達成できる。保護地域と保護価値の高い地域（ABKT）の割当ては、森林生態系の種類、生物多様性、生物物理学的条件及び存在する特定の条件を考慮しなければならない。保全価値の高い地域とは、規定に従って、生物学的、生態学的、社会的、文化的側面を含む生物多様性保全にとって重要な価値を持つ地域又は広がりである。保護地域と保護価値の高い地域（ABKT）は、当事者により特定、組織化及び承認されなければならない。（指標3.1の補足説明） ■ 保護種、絶滅危機種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の特定。（指標3.4） ■ 保護種、絶滅危機種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の特定は、森林利用事業許可（PBPH）所有者にとって生物多様性の持続性を支援する森林管理の決定を下すために重要である。識別作業は、手順と文書化された結果により支援しなければならない。（指標3.4の補足）	■ 保全林の機能と状態の実態及び安定性（指標3.1） ■ 高保全価値地域（ABKT）の存在を考慮した保全林の利用において、水管理の調整、洪水の防止、侵食の制御、海水の侵入防止、土壌肥沃度の維持その他の生命維持システムを保護する保全林機能が達成できる。（指標3.1の補足説明） ■ 保護種、絶滅危機種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別。（指標3.4） ■ 保護種、絶滅危機種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の特定は、森林利用事業許可（PBPH）所有者にとって重要である。保護種及び生物多様性の持続可能性を支える森林経営の決定を行うための経営権並びに識別作業は、手順と文書化された結果によりサポートされなければならない。（指標3.4の補足説明）	■ 輸入木材評価シートにおいて、輸入木材の順法性評価、持続可能性評価を行う。 ■ 持続可能性評価項目の選択肢に、「生物多様性」とある。（輸入木材評価シート2．持続可能性の評価）	■ 引用される「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」に以下とある。 ■ 会員企業は、「生物多様性の企業行動指針」を策定するなど、企業の経営方針の中に生物多様性の保全の概念を取り入れ、その実現に取り組むことを明示するよう努める。 ■ 会員企業は、自らが所有又は管理する国内外の森林について、その管理経営計画において生態系レベル、種レベル及び遺伝子レベルにおける生物多様性の保全を明確に位置づけるよう努める。 ■ 会員企業は、その「原料調達方針」において、生物多様性の保全に配慮することを明示するよう努める。 ■ 会員企業は、国内の社有林等自社の自然資本を活用して、希少な野生生物の保護、環境教育の場の提供、生態系に関する学術研究など生物多様性の保全に資する社会的な貢献活動の実施に努める。 ■ 会員企業は、日本製紙連合会が会員である日本経済団体連合会自然保護協議会が協賛する「生物多様性民間参画パートナーシップ」に参加するなど民間の生物多様性保全の取り組みに積極的に協力するよう努める。



参考基準の内容について (持続可能性の観点が共通すると考えられる確認項目)

社会・労働について

- **社会・労働に係る確認項目**については、以下のとおり、**主な第三者認証スキームの規定とも整合**することから、第4回WG等で整理したとおり、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性基準の記載ぶりを採用した。

<土地使用权の確保>

- 主な第三者認証スキームの規定においても、**バイオマスを収穫する土地の利用に関する権利などの確保**が求められている。

<児童労働・強制労働の排除>

- 主な第三者認証スキームの規定においても、**適切な労働環境等の確保**として以下が求められている。
 - 児童労働・強制労働の排除
 - 業務上の健康安全の担保
 - 労働者の団結権及び団体交渉権の確保

<参考> 個々の証明方法における規定（社会）

	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
事業者による 土地所有権 の確保	■ 本規格は、関連する森林管理ユニットのために、財産権、樹木の所有権、土地の保有に関する手配が明確に規定、文書化、そして確立されることを求める。同様に森林地に関する法的、慣習的、伝統的な権利は、明確化、承認、そして尊重されなければならない。 - 注意書：土地保有の手配を扱うための指針は、国家食糧安全保障の文脈における土地所有権、漁業および森林の責任ある統制に関わるFAOの自主指針から入手可能である。（PEFC ST 1003:2024 の 6.3.2.1）	■ デューデリジェンス・システムにおいてリスク軽減すべき原料（controversial sources）の属性として以下を定義。 ■ 森林管理において関係者の財産権、土地所有権、土地使用権を法的に遵守していない。（PEFC ST 2002:2020の 3.7(a)） ■ 森林管理において関係者の財産権、土地所有権、土地使用権を法的に遵守していない。（PEFC ST 2002:2020の 3.7(a)）	■ 組織は、所有権および使用権を含む管理単位の法的地位、およびその境界が明確に定義されていることを証明しなければならない。（FSC-STD-60-004 V2-1の1.2） ■ 組織は、先住民族が自身の権利、資源、土地とテリトリーを保護するために必要な範囲内で、先住民族が管理区画内または管理区画に関連して持つ森林管理に優先する合法および慣習的な権利を認識、支持しなければならない。先住民族による管理活動の第三者への委託の際には 事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意が必要である。（FSC-STD-60-004 V2-1の3.2） ■ 組織は 先住民族が伝統的知識 を守り、使用する権利を 支持 し、組織がそれらの伝統的知識や 知的財産 を使用する際は先住民族に補償をしなければならない。（FSC-STD-60-004 V2-1の3.6）	■ リスクアセスメント指標として以下を指定。 ■ 組織は「適用可能な法律、規則、批准した国際条約に関する最低限のリスト」（表A）を用いて、評価対象の供給地域の伐採に関する法律を特定しなければならない。（FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ1の1.1a） ■ 森林伐採活動に関する慣習的な権利に関する法令。これには利益配分や先住民族の権利が含まれる。（FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ1の表Aの4.1） ■ 伐採施業を担う組織への森林管理権と慣習的な権利の移譲に伴う「自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）を含む法令。（FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ1の表Aの4.1）

<参考> 個々の証明方法における規定（社会）

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
事業者による 土地使用権の確保	■ 土地の法的所有権および資源利用権を尊重しなければならない（Standard1の1.1.2） ■ 木材の伐採に関する関税、ロイヤルティ、税金を含む、伐採権および原料に対する支払いは、完全かつ最新のものでなければならない（Standard1の1.1.4）	■ 森林管理者は森林を利用する法的権利を有する（S.5の1.1） ■ 森林管理者は、税金とロイヤリティの支払い義務をすべて遵守する（S.5の1.2）	■ 無料、かつ、事前のインフォームドコンセント（FPIC）（指標1.5） ■ 森林利用に係る生産林の森林利用事業許可（PBPH）所持者が行う活動は、先住民族の慣習的権利、土地、テリトリー、森林資源に影響を与える全ての行為について、事前の情報に基づき、強制することなくインフォームドコンセントを与える又は差し控えるという先住民族の権利の利益を適用しなければならない。（指標1.5の補足説明） ■ 森林利用事業許可（PBPH）所持者の作業区域と、森林利用事業許可（PBPH）生産林エリア内の慣習法上の共同体の領域及び 地元共同体による土地所有権の 境界線の明確化。（指標4.1） ■ 慣習法上の共同体及び地域社会の林地及び資源の所有、管理並びに利用の権利は、規定に基づいて認識され、尊重されなければならない。天然資源の管理は、先住民族又は地域社会の基本的権利（生命への権利、衣食住及び文化の実現の権利）に配慮しなければならない。透明性の確保は、森林利用事業許可（PBPH）地域内の識別及び紛争解決フローチャートに係るガイドラインの規定に基づいて作成した森林利用事業許可（PBPH）地域内の地域共同体による地域管理のフローチャートである。（指標4.1の補足）	■ 無料の事前情報提供（PADIATAPA）（指標1.5） ■ 森林利用事業許可（PBPH）保全林又は森林利用の取り組みに関連して経営権所持者が実施する活動は、先住民族の慣習的権利、土地、領土又は森林資源に影響を与える全ての行動について、事前の情報に基づいて強制せずに同意を与えるなければならない。（指標1.5の補足） ■ 保全林利用事業許可（PBPH）及び経営権の所持者の作業区域並びに慣習法による共同体、保全林利用事業許可（PBPH）区域及び経営権内の地元共同体による土地管理の領域及び境界の明確化。（指標4.1） ■ 先住民族及び地域共同体の土地並びに所有する森林資源の管理及び使用の権利は、規定に基づいて認識し、尊重されなければならない。森林資源（SDH）管理は、先住民又は地域社会の基本的権利（生存権、衣食住及び文化の充実）に対応しなければならない。明確化とは、森林利用事業許可（PBPH）保全林地域又は経営権地域の特定及び紛争地域のフローチャートに係るガイドラインの規定に基づいて作成された森林利用事業許可（PBPH）保全林又は経営権の地域内の社会による地域管理に係るフローチャートをいう。（指標4.1の補足説明）	■ 輸入木材評価シートにおいて、輸入木材の順法性評価、持続可能性評価を行う。 ■ 持続可能性評価項目の選択肢に、「地域住民の権利等」とある。（輸入木材評価シート2 持続可能性の評価）	■ 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている。（8.リスクe）

<参考> 個々の証明方法における規定（労働）

	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
児童労働の排除	労働における原則および諸権利に関して、「基本的」にILO統括団体が決めた8つの条約（ILO 29、87、98、100、105、111、138、182）、すなわち結社の自由、団体交渉権の効果的承認、あらゆる形の強制労働の撤廃、児童労働の効果的撤廃、雇用と職業に関する差別の撤廃が含まれる。（PEFC ST 1003:2024の3.14）	15歳未満または義務教育未修了の児童労働を使用していないことの証明。（PEFC ST 2002:2020の4.10.2(c)）	児童労働を使用してはならない。（FSC-STD-60-004 V2-1の2.1.1）	- リスクアセスメント指標として以下を指定。 - 対象地域の森林において児童労働またはILO労働における基本的原則及び権利の侵害が起こっているという証拠がない。（FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ2の2.3） - 対象供給地域の森林において、先住民族や種族民に関するILO規約大169号の侵害が起こっているという証拠がない。（FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ2の2.5）
強制労働の排除		強制労働を使用していないことの証明。（PEFC ST 2002:2020の4.10.2(b)）	組織は、あらゆる形態の強制労働を排除する。（FSC-STD-60-004 V2-1の2.1.2）	
業務上の健康・安全の確保	- 本規格は、労働条件が安全であり、林業活動の任務を引き受けたすべての者に安全作業の実践に関する指導や訓練が提供されることを求める。労働時間と休暇は、国法と団体協約を遵守しなければならない。 注意書：各国の森林認証規格を定めるための指針は、「林業における安全と衛生のILO実施基準」から入手可能である。（PEFC ST 1003:2024 の6.3.4.2） - 労働条件が安全または健康を害するものでないことの証明。（PEFC ST 2002:2020の4.10.2(e)）	労働条件が安全または健康を害するものでないことの証明。（PEFC ST 2002:2020の4.10.2(e)）	組織は、労働安全衛生上の危険から労働者を保護するために、安全衛生慣行を実施するものとする。これらの慣行は、管理活動の規模、強度、リスクに比例して、林業作業における安全衛生に関するILO行動規範の勧告を満たすか、それを超えるものとする。（FSC-STD-60-004 V2-1の2.3）	
労働者の団結権・団体交渉権の確保	労働者が自由に結社・団体交渉する権利を妨げられていないことの証明。（PEFC ST 2002:2020の4.10.2(a)）	労働者が自由に結社・団体交渉する権利を妨げられていないことの証明。（PEFC ST 2002:2020の4.10.2(a)）	組織は、結社の自由及び団体交渉権を尊重する。（FSC-STD-60-004 V2-1の2.1.4）	

<参考> 個々の証明方法における規定（労働）

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
児童労働の排除	児童労働は用いてはならない（Standard1の4.1.3）	ILO条約第138号（最低年齢条約）及び第182号（最悪の形態の児童労働の禁止）に準拠する必要がある（S.5の10.3）	- 労働福祉の保護、発展及び改善。（指標検討結果4.5） - 許可証所持者は、労働福祉の保護、発展及び改善の側面に注意を払う必要がある。（指標4.5の補足説明）	- 労働福祉の保護、発展及び向上（指標4.5） - 許可証所持者は、労働福祉の保護、発展及び改善に注意を払わなくてはならない。（指標4.5の補足説明）	- 輸入木材評価シートにおいて、輸入木材の順法性評価、持続可能性評価を行う。 - 持続可能性評価項目の選択肢に、「人道的問題」とある。 （輸入木材評価シート2．持続可能性の評価） - 現地審査を伴う場合は児童労働や安全性の確保の観点を確認。 - 現地審査を伴わない場合にはFSC、PEFCの規格に適合していることが前提。	木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている。（8.リスクe）
強制労働の排除	強制労働を用いてはならない（Standard1の4.1.2）	ILO条約第29号（強制労働）及び第105号（強制労働の廃止に関する条約）に準拠する必要がある（S.5の10.3）				
業務上の健康・安全の確保	- 労働者は、健康管理規定傷病手当、退職手当、障害手当、死亡手当、および労働者災害補償を利用できなければならない（Standard1の4.1.7） - 労働者の健康および安全を守るため、方針および手続きを策定、伝達、実施することにより、保護措置を講じなければならない（Standard1の4.1.10）	- 森林労働者の安全と健康は、リスクを事前に把握し、安全対策プログラムの実施教育訓練、保護具の使用によって確保する必要がある（11.1） 「林業作業における安全と健康に関するILO実務規範」に従わなければならない（S.5の11.2）				
労働者の団結権・団体交渉権の確保	結社の自由および団体交渉権は、職場において尊重されなければならない（Standard1の4.1.1）	- 森林労働者について、結社の自由および団体交渉権が尊重されなければならない（S.5の10.1） - ILO条約第87号（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）及び第98号（団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約）に準拠する必要がある（S.5の10.3）				

ガバナンスについて

- ガバナンスに係る確認項目については、以下のとおり、主な第三者認証スキームの規定とも整合することから、第4回WG等で整理したとおり、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性基準の記載ぶりを採用した。

＜法令遵守＞

- 主な第三者認証スキームの規定においても、バイオマスの収穫等に係る法令の遵守が求められている。
※なお、第5回WGや第27回WG等において整理したとおり、第三者認証スキームは基本的にバイオマスの収穫等に係る法令遵守を確認しており、必ずしもサプライチェーン上のあらゆる主体の法令遵守を確認する仕組みではないため、FIT/FIP制度上は発電事業者自身の取組によりこれらを補完すると整理されている。
※また、第31回WGにおいて示したとおり、EU-RED3では、バイオマスを栽培・収穫した土地の関連法規の遵守を求めているが、サプライチェーン上のあらゆる主体の法令遵守を求める基準とはなっていない。

＜情報公開＞

- 主な第三者認証スキームの規定においても、認証を取得した事業者に対して、関係者への適切な情報提供を実施することが求められている。
※なお、発電事業者自身を主体とする情報公開については、第5回WGや第27回WGにおいて整理済み。

＜更新・取消＞

- 主な第三者認証スキームの規定においても、基準の適切な運用・改善等を担保するため、認証の更新・取消に関する手続きが設けられている。

<参考> 個々の証明方法における規定（ガバナンス①）

	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
法の遵守	■ 本規格は、組織が自身の持続可能な森林管理に適用される法律を確認し、その入手が可能であり、この遵守義務がどのように組織に当てはまるのかを決定することを求める。 注意書：欧州連合と生産国との間で FLEGT 二国間パートナーシップ協定（VPA）を締結している国は、「森林管理に適用される法律」は、VPA協定によって定められる。（PEFC ST 1003:2024 の 6.3.1.1） ■ 本規格は、組織が自己の森林管理に関連する法令および国際法を遵守することを求める。ここには、これに限らないが森林管理の実施；自然環境、保護種・絶滅危惧種の保全、先住民、地域社会または影響を受けるステークホルダーの財産、土地保有、土地利用権；保健、労働安全問題、腐敗防止、貿易、関税及び使用料や税金の支払いが含まれる。（PEFC ST 1003:2024 の 6.3.1.2）	■ デューデリジェンス・システムにおいてリスク軽減すべき原料（controversial sources）の属性として以下を定義。 ■ 森林管理、環境保全、労働、税制、腐敗防止等に関する現地法を遵守しない。（PEFC ST 2002:2020の3.7(a)）	■ 組織は、すべての適用される法律および国が批准しているすべての国際条約や合意を順守しなければならない。（FSC-STD-60-004 V2-1の1.） ■ 組織は、無許可または違法な資源の使用、占拠、その他の違法行為から管理単位を体系的に保護するための措置を策定・実施し、規制当局と連携しなければならない。（FSC-STD-60-004 V2-1の1.4）	■ リスクアセスメント指標として以下を指定。 ■ 組織は「適用可能な法律、規則、批准した国際条約に関する最低限のリスト」（表A）を用いて、評価対象の供給地域の伐採に関する法律を特定しなければならない。（FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ1の1.1a） ■ 供給地域において伐採及び木材購入の合法性を示す証拠がある。これには例えばライセンス及び伐採許可発行に関する強固で効果的なシステムが含まれる。（FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ1の1.2） ■ 供給地域における違法伐採の証拠または報告がないか、ほとんどない。（FSC-STD-40-005 V3-1の管理木材カテゴリ1の1.3）
情報提供・公開	■ 本規格は、持続可能な森林管理に関係する地域社会、先住民およびその他のステークホルダーに対して、効果的なコミュニケーションと協議が提供されることを求める。（PEFC ST 1003:2024の7.3.1） ■ 本規格は、森林管理のサイズとスケールに相応しい管理計画の要約が公開され、その全般的な目的および森林管理の原則に関する情報が含まれることを求める。（PEFC ST 1003:2024の6.2.7） ■ 組織はCoC要件に関するコミットメントを文書化し、職員・供給者・顧客・関係者に公開。（PEFC ST 2002:2020の4.3.1.1）	■ 組織はCoC要件に関するコミットメントを文書化し、職員・供給者・顧客・関係者に公開。（PEFC ST 2002:2020の4.3.1.1）	■ 組織は、管理区画の中でFSCの原則と基準および関連する指針や規格を 長期にわたり厳守することを示さなければならない。この公約は無償で公開可能な文書に含まなければならない。（FSC-STD-60-004 V2-1の1.8）	■ 組織は、自身のDDSの概要を文書で認証機関に対して提示しなければならない。注これらの情報はFSCデータベース上で公開される認証機関の報告書の公開用概要に含まれる。（FSC-STD-40-005 V3-1の6.1）

<参考> 個々の証明方法における規定（ガバナンス①）

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
法の遵守	■ 原料調達およびバイオマス生産に関する事業は、該当するすべての法規制に適合しなければならない（Standard1の1.1.1） ■ 原料は、CITES（ワシントン条約）、EUTR（EU木材規則）、およびその他の該当する貿易上の法的要件を遵守することを含め、合法的に伐採、供給、生産されなければならない（Standard1の1.1.3） ■ 違法伐採、採鋤、および不法侵入などの無許可かつ違法な活動から供給拠点を十分に保護しなければならない（Standard1の1.1.5）	■ 森林管理ユニットは、あらゆる形態の違法な開発、違法な居住地の設立、違法な土地利用、違法に焚かれた火、およびその他の違法な活動から十分に保護されている（S.5の4.2）	■ 4.4. 適用される法律及び規制に従った企業の社会的責任の遂行。（指標4.4） ■ 政府から森林地帯に所在する許可所持者に譲歩を与えることは、許可所持者が慣習法上の共同体又は地域社会を、当事者の権利と義務を比例的かつ責任を持って考慮した森林地域の管理に公正かつ平等に含めることに影響を与える。（指標4.4の補足説明）	■ 法令に基づく企業の社会的責任の遂行（指標4.4） ■ 森林地域に所在する政府からの許可所持者への譲歩の提供は、当事者の権利と義務を比例的、かつ、責任を持って考慮した森林地域の管理に、慣習法及び共同体又は地域共同体を公正かつ平等に含めることを許可する結果をもたらす。（指標4.4の補足説明）	■ 輸入木材の順法評価を行うために、役割責任や評価方法等を定めた方針書（マニュアル）を作成しなければならない。この方針書には、少なくとも、以下を明記しなければならない。 1) 確定した供給連鎖の詳細および樹種 2) 供給連鎖への協力依頼および教育方法 3) 適用される法律等および遵守状況の確認方法 4) ベリファイヤーの能力およびベリフィケーションの方法 5) 文書・記録の管理 6) JIA との正式な連絡（連絡者、連絡方法など） 7) 苦情等への対応 8) 運用に疑義が生じた場合の処置（緊急時の処置） 9) 必要な場合、他のマネジメントシステム（内部監査、マネジメントレビューなど）	■ 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている。（8.リスクe）
情報提供・公開	■ 関係者の要求に応じて、供給基地報告書（SBR）を提供する必要がある（Standard 2の4.3） ■ 経営層は認証の維持および全ての適用条件の遵守に対して、明確かつ文書化されたコミットメントを示さなければならない。組織のコミットメントは、自社の従業員、供給者、顧客、ステークホルダーの要請があれば開示されなければならない（Standard 4の1.1）	■ 買い手が法的要件を満たすために必要とされる場合、関連する情報へのアクセスを提供しなければならない（S1の1.15）	■ 独立評価認証機関（LPVI）は、持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行、修正、凍結及び取消しを、決定が下されてから7日（暦日）以内に独立評価認証機関（LPVI）及び省のウェブサイトで公開する。（X.16） ■ 持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行を公表するときは、報告ガイドラインの規定に基づき、独立評価認証機関（LPVI）の身元、審査された身元及び各指標の正当性の要約である評価結果に係る情報を含む審査結果の履歴書を添付する。（X.17） ■ 認証有効期間中の監査についても、以下のとおり規定。 ■ 独立評価認証機関（LPVI）は、決定後7日（暦日）以内に、独立評価認証機関（LPVI）及び環境林業省のウェブサイト（www.silk.menlhk.go.id）で決定と審査結果の履歴を公表する。（XI.12 ※木材合法性情報システムポータル（SILK） https://silk.phl.kehutanan.go.id	■ 認証グループは、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を一般財団法人日本ガス機器検査協会のホームページ等に公表するものとする。（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の第六）	■ 認証取得事業者は川下の森林認証CoC取得業者に対して、製品の受け渡しにに合わせて、認証番号の記入された納品書等を添付することで、合法性等の情報伝達を行う。	

30

<参考> 個々の証明方法における規定（ガバナンス②）

	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
認証の更新・ 取消	（森林認証については以下のとおり） ■ 認証サイクルは最大5年間。（PEFC ST:1004:2024の7.1.3.3） ■ 監査は年1回以上実施し、認証期間内に最低4回実施が必要。（PEFC ST:1004:2024の7.6.1.1） ■ 「重大」な不適合は監査から3か月以内に是正する必要があり、期限内に是正されなかった場合は、認証機関は認証を停止・取消する。（PEFC ST:1004:2024の7.4.6.3, 7.4.6.6） ■ 「軽微」な不適合は次回の監査までに是正する必要がある。（PEFC ST 1004:2024の7.4.6.5） ■ 複数の「軽微」な不適合が森林管理の機能は有効性に重大なリスクを及ぼすと判断された場合は「重大」な不適合として再分類される。（PEFC ST 1004:2024の3.21）	（以下はCoC認証の要求事項） ■ 認証は5年間有効。（PEFC ST 2003:2020の7.7.6） ■ 年次監査は毎年実施し、認証期間内に最低4回実施が必要。（PEFC ST 2003:2020の7.9.1） ■ 「重大」な不適合は監査から3か月以内に是正する必要があり、「軽微」な不適合は次回の監査までに是正する必要がある。（PEFC ST 2003:2020の7.6.4） ■ 認証の終了、縮小、停止、取消は、ISO/IEC 17065:2012の第7.11項に従って実施。（PEFC ST 2003:2020の7.11）	■ FSC認証の有効期間は5年を超えてはならない。（FSC-STD-20-001 V5-0の7.6.4） ■ 認証機関は、該当する基準で指定された頻度に従いサーベイランスを定期的実施しなければならない。（FSC-STD-20-001 V5-0の7.9.1） ■ 監査人は、監査終了時に、予備的な軽微（Minor）および/または重大（Major）な不適合および観察を含む監査結果を提示する。（FSC-STD-20-001 V5-0の7.4.9） ■ 認証機関は、組織が次のことを行った場合、不適合をクローズしたと見なす。 a) 重大(Major)な不適合に対する是正および是正措置を実施。 b) 軽微(Minor)な不適合の修正を実施。（FSC-STD-20-001 V5-0の7.4.12） ■ 不適合に対する是正には次の最大タイムラインがある。 a) 重大(Major)な不適合：認証決定前には是正および是正措置を実施 b) 軽微（Minor）な不適合：認証決定前に実施される修正、および次回のサーベイランスまで実施される是正措置。（FSC-STD-20-001 V5-0の7.4.11） ■ 認証機関は、次の場合、サーベイランス監査終了会議から遅くとも6か月で認証を一時停止（Suspend）する。 a) 未解決の不適合が指定された期限内にクローズされていない。 b) 認証機関の制御が及ばない事情により、認証を維持するための認証決定が下せない。（FSC-STD-20-001 V5-0の7.11.6） ■ 一時停止（Suspend）の最長期間は 12 か月（認証機関の裁量により不適合への対応のため18か月に延長可）。これを過ぎると認証は取消（withdrawn）となる。（FSC-STD-20-001 V5-0の7.11.9）	■ FSC-STD-20-001の内容に加え、例として以下を追加で要求。 ■ 管理材評価の場合、不適合は以下に示されている例を含むがこれらに限定されない。 a) 効果的なデューデリジェンスシステムの欠如。 b) 組織が所有または管理する森林資源にデューデリジェンスシステムを合法的に適用しない。 c) 組織がFSC-STD-40-005に準拠していることを保証するために、サプライヤーが組織によって決定された是正措置を講じていることを組織が確認できない。 d) 資料の出所を示す独立した情報の欠如。 e) 承認された FSC リスク評価とは異なる低リスク指定の使用。 f) 組織がリスク評価が該当する要件に従って実施されたことを証明できない場合。 g) 組織が低リスク指定をサポートするためにリスク評価で使用される情報を操作したという証拠。 h) 認証機関による組織のリスク評価の承認なしに、未評価の領域に由来する材料を使用すること。 i) 適切な管理措置を確立し、実施していない。 j) 苦情手続きの欠如、または実施の失敗。 k) 非認証サプライチェーンにおける材料と不適格な投入物の混合に関連するリスクを評価および軽減していない。 l) 公開するために必要な情報の提供を怠っている。（FSC-STD-20-011 V4-3の7.4.5）
	（CoC認証については以下のとおり） ■ 認証は5年間有効。（PEFC ST 2003:2020の7.7.6） ■ 年次監査は毎年実施し、認証期間内に最低4回実施が必要。（PEFC ST 2003:2020の7.9.1） ■ 「重大」な不適合は監査から3か月以内に是正する必要があり、「軽微」な不適合は次回の監査までに是正する必要がある。（PEFC ST 2003:2020の7.6.4） ■ 認証の終了、縮小、停止、取消は、ISO/IEC 17065:2012の第7.11項に従って実施。（PEFC ST 2003:2020の7.11）			

<参考> 個々の証明方法における規定（ガバナンス②）

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
認証の更新・取消	■ 認証の有効期限は最長で5年間とする（Standard 3の1.10） ■ 認証機関は少なくとも年1回、認証要件を守り続けているかを審査する必要がある（Standard 3の13.1） ■ 是正措置は以下の期間に従う必要がある：a. 軽微な不適合は1年以内に是正、b. 重大な不適合は3か月以内に是正（Standard 3の8.7） ■ 是正措置が、再発防止/適合確保に不十分と判断された場合：a. 軽微な不適合は重大な不適合に再分類され、元の期限終了から3か月以内に是正が必要、b. 重大な不適合は証明書の即時停止につながる、c. 重大な不適合を軽微な不適合に格下げすることは認められない（Standard 3の8.10） ■ 一時停止が12か月以内に解除されない場合は、認証機関は認証を取り消さなければならない（Standard 3の14.3）	■ 認証の有効期限は最長で5年間とする（認証規則の4.14） ■ 認証機関によって毎年現地監査を受け、含まれる規格のすべての要件が検証される（認証規則の3.13） ■ 不適合は重大または軽微に分類される。重大な不適合は監査から3か月以内に是正されなければならない。軽微な不適合は監査から12か月以内に解決されなければ、重大な不適合に格上げされる（認証規則の2.1） ■ 監査において4件を超える重大な不適合が特定された場合、認証は即時に停止される（認証規則の2.3） ■ 有効期限切れまたは停止となった認証は、6か月後に認証が削除される（認証規則の2.5）	■ 持続的森林経営証明書（S-PHL）は、「中庸」又は「良好」の最終パフォーマンス値を持ち、6年の有効期間が与えられる（X. 1.） ■ 持続的森林経営証明書（S-PHL）が失効する要因 a. 持続的森林経営証明書（S-PHL）所持者が証明書の凍結決定から3か月を経過しても審査を望んでいない場合、b. 持続的森林経営証明書（S-PHL）の所有者が3か月の証明書凍結期間中に持続的森林経営証明書（S-PHL）停止の要因となるデータと情報の不足を補うことができない場合、又は c. 所定の区画外での伐採、人権侵害（HAM）、違法木材の購入、受領、保管、加工、販売、作業エリアの森林の焼却などの違反の結果として、恒久的法的効力を持つ法的決定を受けた経緯がある場合のいずれかに該当する場合、d. 持続的森林経営証明書（S-PHL）所持者は、事業を運営する権利を失うか、事業許可が取消される。（XIV.4）	■ 原則として、輸入木材評価シートは認定を受けてから伐採国の状況、樹種、供給者に変更がなければ一年間有効です。認定を継続する場合、一年ごとに再評価を行う必要があります。（JIAQ 環21-1015P要求事項1の解説6)) ■ 1 認証グループは、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を JIA のホームページ等に公表するものとする ■ ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき ■ ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき ■ 2 認証グループは、認定を取り消したときは、【別記 5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の第十）	■ -	

サプライチェーン上の分別管理の担保について

- サプライチェーン上の分別管理の担保については、以下のとおり、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性基準の記載ぶりを一部修正した。

＜サプライチェーン上の分別管理の担保＞

- 主な第三者認証スキームの規定においても、認証スキームに基づく木材の適切な分別管理が求められているが、以下のとおり取扱いに違いがある。
 - 第三者認証スキームは、特に欧州において先行的に運用されてきたが、認証スキーム上異なるカテゴリーの原料の混合を許容し数量管理を行うマスバランス方式を認めることが主流であった。
 - こうした中で、FIT/FIP制度における農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの扱いについては、第4回WG等で整理されたとおり、主産物については農園及び最初の加工工場におけるP&C認証、副産物については加工工場におけるP&C認証を求めた上で、その地点より後は認証スキーム外の原料と混合しないよう、IP/SG方式による分別管理を求めると整理された。
 - 一方、木質バイオマスを含む木材については、各第三者認証スキームにおいて、森林管理（FM）認証取得事業者などが供給する認証材のほか、CoC認証取得事業者による合法性・持続可能性に関するリスク評価の実施・調達が求められる管理材というカテゴリが用意されている。認証スキームに基づく取引については、森林由来のものは分別管理の方式によらず、認証材または管理材のみを扱うことができる仕組みとなっている。
- このため、第三者認証スキームで求められる森林管理の基準やリスク評価等に基づかない原料と混合しないという趣旨で、参考基準の書きぶりは以下のとおり一部修正した。
 - 発電事業者が使用する燃料が、サプライチェーン上において認証スキームに基づかない燃料と混合することなく分別管理されていること。

<参考> Chain of Custody

- 原料から製品までの加工・流通のサプライチェーンは「Chain of Custody」と呼ばれ、以下に示すモデルがある※。マスバランス方式はこのうちの1つである。

高 高
トレサビリティ
コスト
低 低

モデル	イメージ図	説明
Identity Preserved		製品が単一の出産地に由来し、それぞれの特性がサプライチェーンを通して維持される。
Segregated		共通の基準に従う原料については、複数の出産地由来のものを混合可能。原料の特性を最初のインプットから最終アウトプットまで維持する。
Mass Balance		複数の特性を持つ原料をミックスし、原料の量に応じて、その特性を製品に割り当てる。(適用には、時間的、空間的なバウンダリーが設けられる)
Book & Claim		認証を受けた原料の供給フローと、製品の供給フローが物理的にリンクしない。原料の特性は、独立機関が発行するクレジット・認証の取引によって、製品に割り当てられる。(例: グリーン電力証書)

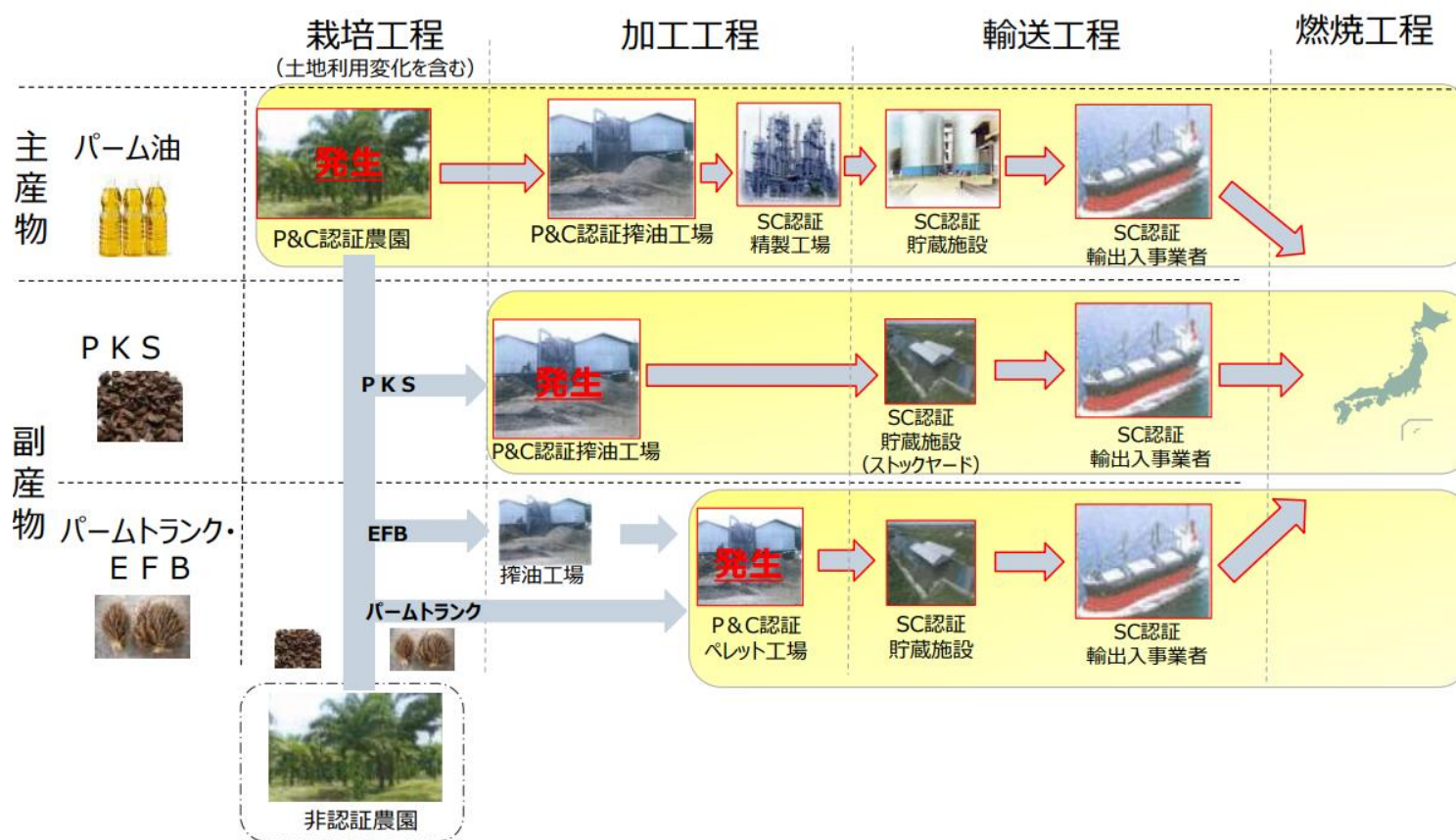
※ ISO 22095 (Chain of custody — General terminology and models) では、SegregatedとMass Balanceの間に位置づけられるControlled Blendingも加わる。

<参考> 農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの扱い

- FIT/FIP制度における農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの扱いについては、第4回WG等で整理されたとおり、主産物については農園及び最初の加工工場におけるP&C認証、副産物については加工工場におけるP&C認証を求めた上で、その地点より後は認証スキーム外の原料と混合しないよう、IP/SG方式による分別管理を求めると整理された。

(参考) パーム椰子系主産物・副産物のサプライチェーン例

12



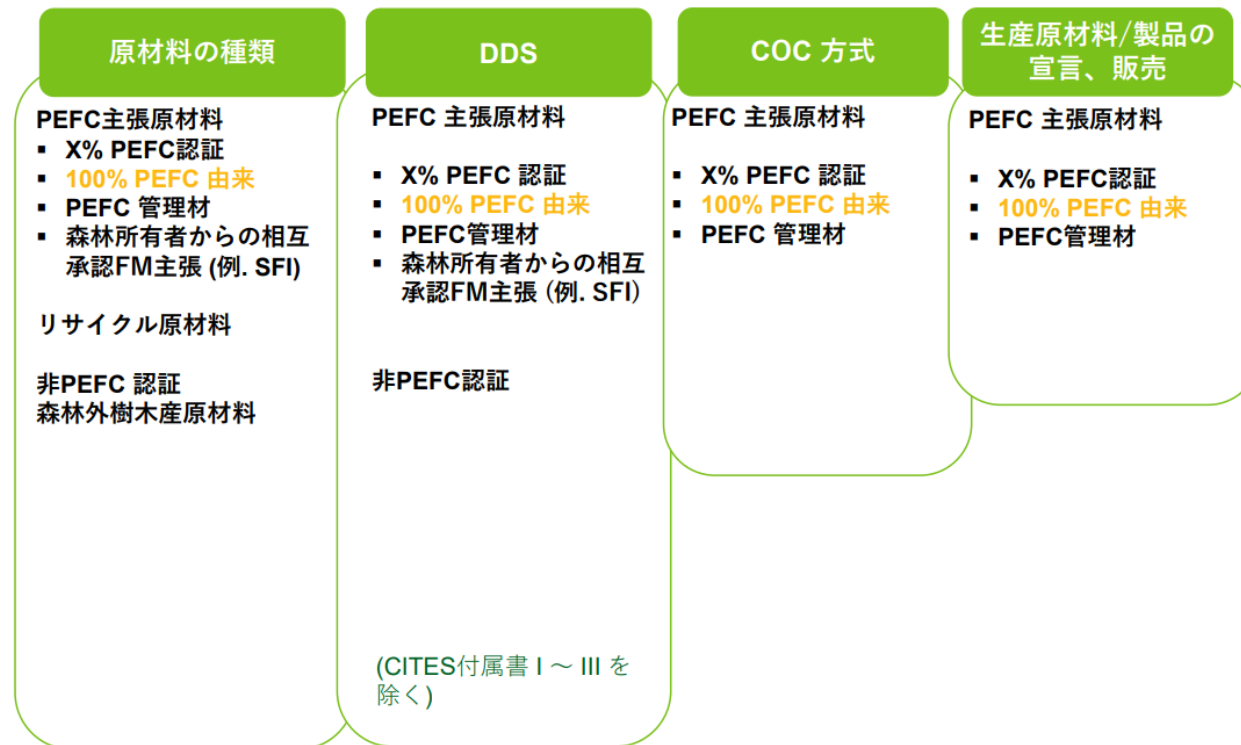
※ インドネシア・マレーシア等原産地において、全てのパーム農園が認証を取得した場合は、PKS、パームトランク、EFBについても、実質的にSG認証となる。

<参考> 木質バイオマスの扱い

- 木質バイオマスを含む木材については、各第三者認証スキームにおいて、森林管理（FM）認証取得事業者などが供給する認証材のほか、CoC認証取得事業者による合法性・持続可能性に関するリスク評価の実施・調達が求められる管理材というカテゴリが用意されている。
- 認証スキームに基づく取引については、森林由来のものは分別管理の方式によらず、基本的に認証材または管理材のみを扱うことができる仕組みとなっている。

第三者認証スキームにおける木材のサプライチェーン管理のイメージ（例：PEFC）

COCプロセスにおける原材料主張の流れ



<参考> 個々の証明方法（サプライチェーン）

	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ PEFCの表示（claim）は、投入される原料と管理システムに応じて以下のとおり分類される。 ・100% PEFC Origin ・X%PEFC certified ・PEFC controlled sources （PEFC ST 2002:2020の3.27および6）		■ FSCの表示（claim）は、投入される原料と管理システムに応じて以下のとおり分類される。 ・FSC 100% ・FSC Mix x% ・FSC Recycled x% ・FSC Mix Credit ・FSC Recycled Credit ・FSC Controlled Wood （FSC-STD-40-004 V3-1の2.4および5.1）	

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK	JIA	製紙連合会
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ SBP認証バイオマス（準拠材を含む）は、バイオマス生産後のいかなる時点でも非SBP認証木質バイオマスと混合しないこと。 （Standard 4の3.3）	■ GGLシステムに入る材料は、内容物の置き換えや混合を防止する方法でのみ輸送できる。 （GGLS1の3.1） ■ 異物（または GGL-certified/controlledでないもの）による汚染等のリスクが発見・特定されている場合、すべての原材料と製品は追跡・特定されること （GGLS1の6.1）	■ 川上の流通段階における合法性認証基準及びガイドラインに以下のとおり規定。 流通拠点で木材生産報告書（LHP）に用いる年代測定を行った木質林産物と他の 木質林産物が混合しないようにする。（森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る林産物の合法性（合法認証材（VLHH））の認証基準及び指標の原則P.3木質林産物の生産と流通の正当性の検証方法） ■ 各流通拠点で国家認定委員会（KAN）の木材生産 報告書（LHP）に記載する 非木質林産物が、他の木質林産物と混ざらないようにする。（非林業活動木材利用許可（PKKNK）所持者に係る木質林産物合法性認証（VLHHK）基準の原則P.3木質林産物の生産と流通の合法性） ■ 各流通拠点で木材生産報告書（LHP）の認証を受けた木質林産物が、認証されていない木質林産物と混合しないようにする。（社会林経営契約（地域林業（HKm）、共同体人工林（HTR）及び里山（HD））における合法認証材（VLHH）基準及び指標の原則P3.木質林産物の生産と流通の合法性の検証方法） ■ 木材生産報告書（LHP）で認証を受けた木質林産物が、認証されていない木質林産物と混合しないようにする。（私有林材に係る合法認証材（VLHH）基準の原則木質林産物の生産と流通の合法性の検証方法） ■ なお、輸出時には合法性証明書（日本向けにはV-Legal）の発行が必要であり、V-LEGAL又はFLEGTライセンスの書類発行に係るガイドラインでは以下のとおりSVLK認証の取得を前提としている。 ■ 輸出業者は、林産物加工活動事業承認（POKPHH）の範囲にある合法証明書（S-Legalitas）又は持続的森林経営証明書（S-PHL）をすでに取得している必要がある。（B.1.b） ■ サプライヤーは、私有林又は経営権により生産した人工林林産物に係る持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）又は林産物の自己宣言をすでに取得している必要がある。（B.1.c）	■ 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。 （発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の第五）	■ -

第三者性の担保について

- **第三者性の担保に係る確認項目**については、以下のとおり、**主な第三者認証スキームの規定とも整合**することから、第5回WGや第13回WG等で整理したとおり、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性基準の記載ぶりを採用した。

＜第三者性の担保＞

- 主な第三者認証スキームの規定においても、**認定機関の中立性や認証機関の第三者性の担保**として以下が求められている。
 - 認証スキーム団体とは独立したかたちで、ISO17011に適合した認定機関・手続きによって、認証機関が認定される。
 - 認証機関が、バイオマス関係事業者に対して基準への適合性を審査した上で、当該認証機関によって認証付与が決定される。

<参考> 個々の証明方法（認証における第三者性の担保）

	PEFC FM材	PEFC 管理材	FSC FM材	FSC 管理材
認証における第三者性の担保	■（森林認証）ISO/IEC 17065に従ってPEFC認証システムを認証することについてIAF MLAの認定機関メンバーによって認定を受けた認証機関であることを要求（PEFC ST 1004:2024の3.2） ■（CoC認証）認証機関がIAF MLAに署名している認定機関により認定されていることを要求。（PEFC ST 2003:2020の付録2）		■ 認定機関はASI（Assurance Services International） ■ 認証機関はASI-PRO-20-126-TTAP ASI Two-Tier Assurance Procedureに従ってFSC認定を取得する。（FSC-STD-20-001 V5-0の1.1） ■ （FSC-STD01-003 SLIMFおよびコミュニティ森林適格基準を適用しない限り）森林管理評価報告書のドラフトは、評価対象の管理単位をなピアレビュープロセスに提出する。（FSC-STD-20-001 V5-0の7.5.1） ■ 認証機関はタイムライン要件に従って認証の決定を行う。（FSC-STD-20-001 V5-0の7.6.2） ■ 認証機関は、すべての森林管理およびCoC認証をFSC認証データベースに登録する（FSC-STD-20-001 V5-0の7.7.1）	
	■ IAF MLAは全ての認定機関に求められる必須基準としてISO/IEC 17011を規定。		■ ASI（Assurance Services International）ISO17011に適合。 ■ ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。	

<参考> 個々の証明方法（認証における第三者性の担保）

	SBP準拠材	GGL認証材	SVLK生産林	SVLK保全林	JIA	製紙連合会
認証における第三者性の担保	■ 認証機関は、ISO 17065に従ってSBPの認定を保持しなければならない（Standard 3の1.1.1） ■ 認定機関はANAB（ANSI National Accreditation Board）。 ■ 認証機関は、認証決定を行う主体を指名しなければならない。この主体は、評価に関連する全ての情報・レビュー・関連情報に基づいて認証決定を行う。なお、当該主体の構成員は、評価プロセスに直接関与してはならない。（Standard 3の11.2） ■ 評価報告書は、少なくとも1名の独立したピアレビュー者によってレビューされなければならない（Standard 3の10.5）	■ 認証機関は、ISO 17065に基づき認定機関により認定される（認証規則の3.3） ■ 認定機関は、European Accreditation（EA）の他者間協定のメンバー、もしくは国際認定フォーラム（IAF）メンバー（認証規則の3.3） ■ IAFメンバー又は欧州認定協力機構と二者協定を結んだ認定機関が認定を行う	■ 独立評価認証機関（LPVI）は、被審査者が要求した認証の範囲に基づいて認証を実施するための認定を取得していること（IV. c. 1）） ■ 独立評価認証機関（LPVI）には、少なくとも次の条件を備えたSNI ISO/IEC 17065 及び SNI ISO 19011 に基づく審査手順が必要である。（VI. 1.） ■ 持続可能な森林経営（PHL）業績評価報告書は審査チームが作成し、完全な情報を含み、規定した報告ガイドラインを参照して明確かつ順序良く提示したもので、持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行を決定するための資料として独立評価認証機関（LPVI）に提出する。（VIII. 1.） ■ 意思決定は、審査チームの報告書に基づいて、独立評価認証機関（LPVI）の常勤職員の地位を持つ意思決定者が行う。必要に応じて、意思決定者には、関連する審査チームのメンバーではない検証の内容を理解している担当者が同行する場合がある。（IX. 1.） ■ 独立評価認証機関（LPVI）は、「合格」と宣言された被審査者に対して持続的森林経営証明書（S-PHL）を発行し、同時に被審査者と合法性及び持続可能性認証システム標章（SVLK マーク）の使用に係るサブライセンス契約を締結する（VIII. 3.）	■ -	■ -	
	■ 認定機関はANABであり、国際認定フォーラム（IAF）のメンバー。ISO17011に適合。	■ IAFメンバーは全てISO17011に適合。欧州認定協力機構と二者協定を結んだ認定機関はISO17011に相当する基準を満たす ■ 実態としては、オランダの認定機関RVAが認定を実施しており、RVAはISO17011に適合。	■ 認定機関は国家認定委員会（Komite Akreditasi Nasional: KAN）。 ■ KANは、ISO/IEC 17011の要求事項に従って運営されている認定機関であり、IAFのメンバー。	■ -	■ -	

まとめ

輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目及び参考基準（案）

- 以上の検討を踏まえ、**輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目及び参考基準（案）**は以下のとおり。

※2026年度から、輸入木質バイオマスの持続可能性は、木質バイオマス証明ガイドラインに基づき確認するものとして改正・公表することとし、以下の想定される確認項目等（推奨事項）については、木質バイオマス証明の制度・運用上での扱いを林野庁において検討の上、同ガイドライン又はそれに準ずる文書において提示することとする。

輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目と参考基準（案）

想定される確認項目		参考基準
環境	土地利用への配慮	■ 炭素ストックや生物多様性への影響に留意し、原則として、森林が他用途に転換されないこと、及び一定時期以降に原生林又は保護価値の高い土地が植林地に転換されないこと。
		■ 土壌の過剰な浸食や流出を回避し、土壌の質や環境的な価値を保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 中長期的な炭素ストックの減少や森林施業等に伴う温室効果ガス等の排出、水質等への影響を回避・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。
	生物多様性の保全	■ 希少種や絶滅危惧種の生息地など高い保護価値を有する地域を特定し、これらを保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。
社会・労働	土地使用权の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることが証明されること。
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことが証明されること。
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全が確保されること。
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。
サプライチェーン上の分別管理の担保		■ 発電事業者が使用する燃料が、サプライチェーン上において認証スキームに基づかない燃料と混合することなく分別管理されていること。
認証における第三者性の担保		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性が担保されること。
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。

※上記の確認項目は第三者認証スキームへの適用を念頭に整理したものであるが、個別企業等の独自の取組による証明方法等への適用についても、これらの確認項目に準拠したかたちで、林野庁において検討の上、提示することとする。